

議第82号

富士市個人情報保護条例の一部を改正する条例制定について

富士市個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市個人情報保護条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号 ）

富士市個人情報保護条例（平成17年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第36条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第83号

富士市地区まちづくりセンター条例の一部を改正する条例制定について

富士市地区まちづくりセンター条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市地区まちづくりセンター条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市地区まちづくりセンター条例（平成19年富士市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表富士市岩松まちづくりセンターの項中「富士市松岡837番地の7」を「富士市松岡841番地の3」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第84号

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年9月10日提出

富士市長 小長井 義正

## 富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（条例第 号）

富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成10年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第6項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための防疫等作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）」を付し、同項の次に次の1項を加える。

- 7 前項の規定にかかわらず、富士市立中央病院において新型コロナウイルス感染症の感染が拡大し、又はまん延していると市長が認める場合において、富士市立中央病院に勤務する職員が新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事したときは、日額6,000円の指定感染症防疫等作業手当を支給することができる。

### 附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の富士市職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和2年12月24日（以下「適用日」という。）から適用する。
- 2 新条例附則第7項の規定を適用する場合には、適用日からこの条例の施行の日の前日までの間に改正前の富士市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定により支給された指定感染症防疫等作業手当は、新条例の規定による指定感染症防疫等作業手当の内払とみなす。

議第 85 号

富士市手数料条例の一部を改正する条例制定について

富士市手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 9 月 10 日提出

富士市長 小長井 義 正

富士市手数料条例の一部を改正する条例

（令和 年 月 日）  
（ 条 例 第 号）

富士市手数料条例（平成12年富士市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第11号の2から第11号の4までを削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。